

## 排出枠の設定方法

- I. 無償配分方式
- II. オークション方式
- III. 原単位方式
- IV. 電力原単位に係る措置
- V. 新設・廃止、改修等の扱い

## I. 無償配分方式

### 1. 課題

排出枠の無償配分方式は、望ましい原単位水準を基準とするベンチマーク方式と、過去の排出実績を基準とするグラントファザリング方式に分けられる。

ベンチマーク方式は、各事業者の排出枠を総量方式で設定する際、排出量（＝活動水準×原単位）のうち、t-CO<sub>2</sub>/生産量 t などの望ましい原単位水準（以下「ベンチマーク」という。）を定めて排出枠の設定に活かすものである。

総量方式でベンチマーク方式の無償割当を採用する場合は、ベンチマーク設定のために必要な条件等を考慮しつつベンチマーク方式の対象業種・製品を定め、ベンチマークと活動水準を設定する必要がある。

一方、グラントファザリング方式は、各事業者の排出枠を総量方式で設定する際、過去の排出実績を基準とするものである。

グラントファザリング方式による排出枠の設定式は以下で表される。

$$\text{排出枠} = \text{過去排出実績} \times (1 - \text{削減率})$$

総量方式でグラントファザリング方式の無償割当を採用する場合は、グラントファザリング方式の対象や、過去排出実績や削減率をどのように定めるかが課題となる。過去の排出削減努力や、削減ポテンシャル等の個別の事情を反映させるためには、過去排出量、削減率それぞれに柔軟なものとする必要がある。また、排出枠設定の基礎となるデータの収集を効率的に行うことも課題となる。

### 2. 検討

#### ①-1 ベンチマーク方式の対象

ベンチマーク方式では、事業者の過去の排出削減努力に報いた公平な排出枠の設定をすることができるほか、事業者に対して技術開発や生産効率の向上を促すことが期待されるため、ベンチマークが効果的に設定できる製品・工程に対してはベンチマーク方式を適用することが望ましいと考えられる。

ベンチマーク設定には、投入される原材料、生産される製品、当該原材料を用いて製品を生産するための製造工程の範囲を定義した上で、当該工程におけ

る生産量（活動水準）と温室効果ガス排出量を検証可能な形で入手できることが必要である。このため、1）統計等により製品の分類を定義でき、分類内で製品間の性状に大きな違いがないこと、2）工程から当該製品以外の製品が生産されないこと（多様な製品を生産しない）、3）検証可能な排出量や生産量の統計データが得られること等の要件を設定したうえで、これらの要件を満たす製品や工程をベンチマーク方式の対象とすることが考えられる。

これらの要件を考慮すると、ベンチマーク方式の対象となりうる事業所は限定的という指摘もある。例えば、多種多様な製品を生産する工程に対してベンチマーク方式の対象とすることは難しい。このようにベンチマークの設定が困難な場合には、グランドファザリング方式等を適用することが必要である。

### **①-2 ベンチマークの設定方法**

ベンチマークの設定方法は、大きく分けて1）既存の設備による比較（最も効率の良い上位何%かの設備の排出実績により決定）や、2）利用可能な技術（BAT (Best Available Technology)）などが考えられる。ベンチマークの設定は、技術開発や生産効率の向上を促すことが期待されることから、2）BATを基本として採用することが妥当と考えられる。ただし、投資期間の関係から短期間での削減対策が困難な産業に対しては、設備更新時期の最新設備への更新などで円滑に対応できるような、中長期ロードマップで検討した原単位向上のポテンシャルも勘案しながら設定することも考えられる。

具体のベンチマークを設定する際には、例えば、事業者の協力を得つつ既存の原単位に関する指標等を参考にしながら、ベンチマーク方式の対象となる工程・製品を特定し、それぞれに対する暫定ベンチマーク案を作成した上で、個別事情を柔軟に反映させるために事業者との協議プロセスを設定することも考えられる。この場合、できるだけ客観的な評価・検証ができるよう、第三者も交えたものとすることも考えられる。

### **①-3 ベンチマーク方式の活動水準の設定方法**

個々の事業者の排出枠設定の際にベンチマークに乗じる活動水準については、中長期ロードマップで検討したマクロフレームにおける素材生産量や鉱工業生産指数等を踏まえて推算することや、これが利用できない場合、現行の地球温暖化対策推進法に基づく算定報告公表制度のデータを活用できる平成18年度（2006年度）～最初の排出枠交付決定前に入手可能な直近年度の任意の連続3年間の期間をベースにすることが想定される。また、経済成長等の活動水準増加要因にも一定の配慮を行うことも考えられる。

ただし、過去の生産量に基づき活動水準を設定する方式では、使用する生産

量の時期によっては、排出枠の拡大のために事業者が排出量を増加させるインセンティブを与えるという指摘もある。このため、検証可能かつ透明性の高い方法で稼働率を設定した上で、活動水準として生産量ではなく生産容量に稼働率をかけたものを採用する方法もありうる。

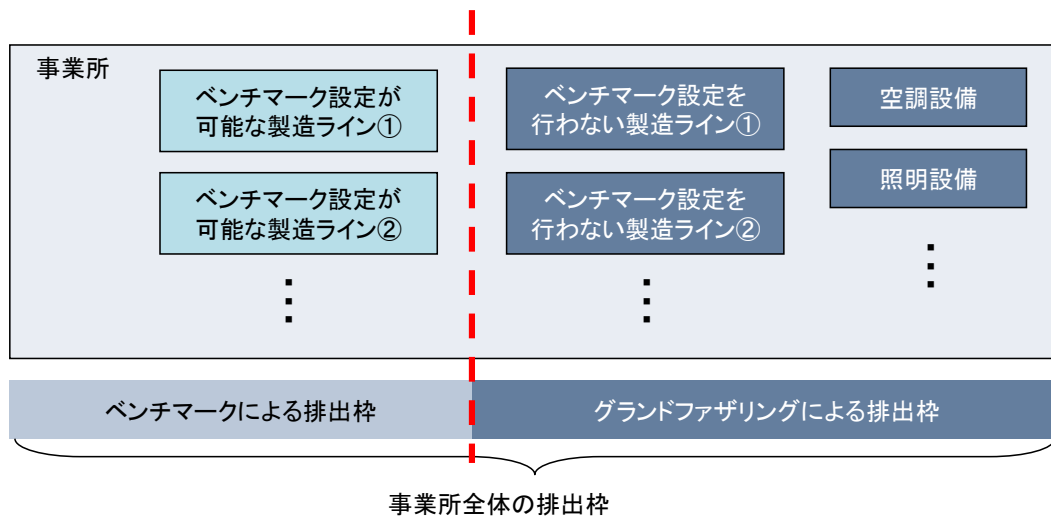
新規事業者に対しては、過去の活動水準の把握が限定的となることから、第三者を交えるなど検証可能かつ透明性の高い方法で、製品・工程ごとの生産容量や稼働率を設定し、活動水準を計算することも考えられる。

具体の活動水準を設定する際には、以上を踏まえて活動水準の設定方法に関する暫定案を作成した上で、個別事情を柔軟に反映させるために事業者との第三者も交えた協議プロセスを設定することが望ましい。

## **②-1 グランドファザリング方式の対象及びベンチマーク方式との併用**

グランドファザリング方式は、過去排出実績を単純に過去排出実績と比例した配分とする場合は、過去の排出削減対策を怠った者が多くの枠の設定を受けることとなるため、技術開発の度合いに着目して設定するベンチマーク方式に比べて効率性・公平性の点で課題がある。他方で、ベンチマークを効果的に設定できる製品・工程には限界があるため、総量方式で無償割当を行う場合には、ベンチマークの設定が困難な場合にグランドファザリング方式を採用しつつ、単純に過去排出実績と比例した配分とせず過去排出実績や削減率の設定をできる限り柔軟に行い、過去の排出削減努力や、今後導入可能な技術の内容や程度等削減ポテンシャル等個別の事情を反映させることが重要である。

さらに、同一事業所内で様々な製品を生産しているようなケースでは、事業所全体に対して単一のベンチマークを設定するのではなく、ベンチマーク設定を行うことができる製造ラインにはベンチマーク方式で排出枠を設定し、その他の排出（ベンチマーク設定が不適當な製造ラインや空調設備、証明設備等）についてはグランドファザリング方式で排出枠を設定するなど、ベンチマーク方式とグランドファザリング方式等と組み合わせて事業所の排出枠を設定することも想定される。



## ②-2 グランドファザリング方式の過去排出実績の算定方法

基準年となる排出実績をいつの時点にするかで交付される排出枠が異なるが、経済活動によって生産量等は大きく変動しており、こうした変動要因の影響を緩和することが望ましい。このため、基準とする過去排出実績については、連続する複数年度（3カ年程度）の平均とすることが適当と考えられる。

また、過去の排出削減努力を反映させる観点からは、基準年を選択制とし、排出削減努力の前に基準年を選択できるようにすることが考えられる。

基準とする過去排出実績の時期については、算定式が統一されていることやデータ入手の可能性等からすれば現行の地球温暖化対策推進法に基づく算定報告公表制度のデータを活用すべきであり、同法が施行された平成18年度（2006年度）から、国内排出量取引制度において最初の排出枠交付決定前に入手可能な直近年度（2013年度の国内排出量取引制度施行に向けて2012年度に排出枠の決定を行う場合は、2010年度）の実績を用いることが適当である。

なお、グランドファザリング方式においては、過去の排出実績を基準として排出枠を設定するため、使用する排出実績の時期によっては、排出枠の拡大のために事業者が排出量を増加させるインセンティブを与えるという指摘もある。この点、第1期の対象期間（2013年度～2015年度を想定）にあつては、平成18年度（2006年度）～平成22年度（2010年度）内の任意の連続3年間を選択することとすれば、既に期間の大半を経過していることもあり、こうした排出増の懸念は当たらないと考えられる。第2期以降以降については、対象期間をまたぐバンキングを認めることにより上記のような排出増インセンティブに対処

できると考えられる（費用緩和措置の資料参照）。

排出実績が裾切り基準を上回り制度対象者となる新規事業者については、過去の排出実績の把握が限定的であるため、例えば、第三者を交えるなど検証可能かつ透明性の高い方法で、標準的な排出量を設定し、過去の排出実績に代替して用いることが考えられる。

### ②-3 グランドファザリング方式の削減率の設定方法

削減率については、例えば排出総量の目標から全事業者一律に〇%といった設定を行った場合、早期対策の有無や更新時期など削減ポテンシャル等の事情を勘案できないという課題がある。算定報告公表制度が施行された平成18年度（2006年度）以前の削減行動については、算定式が統一された排出量データが存在しないものの、通常の設定更新を超えた排出削減効果が検証機関により検証されることを前提に、削減率の緩和を認めることを検討すべきである。また、設備の新設や廃止、経済成長等の活動水準変化要因を削減率の変更により柔軟に配慮することも考えられる。

具体の削減率を設定する際には、事業者の協力を得つつ、我が国全体の排出削減ポテンシャルを精査し環境省で検討中の中長期ロードマップの結論等を参考にしながらベースとなる削減率の暫定案を作成した上で、業種毎の個別事情を柔軟に反映させるために事業者との協議プロセスを設定することも考えられる。この場合、できるだけ客観的な評価・検証ができるよう、第三者も交えたものとすることも考えられる。

例えば、中長期ロードマップの結論等を参考にしつつ、排出削減ポテンシャルを精査していくつかの分類でベースとなる削減率の暫定案を作成し、事業者との協議プロセスにおいて早期削減対策等の業種毎の個別事情を反映するための配慮措置を削減率に組み込むことなどが考えられる。

## 3. 方針（案）

総量方式で無償割当を行う場合、ベンチマーク方式は、1) 統計等により製品の分類を定義でき、分類内で製品間の性状に大きな違いがないこと、2) 工程から当該製品以外の製品が生産されないこと（多様な製品を生産しない）、3) 検証可能な排出量や生産量の統計データが得られること等の要件を満たす製品や工程に対して採用することとし、排出枠をベンチマークと活動水準によって算定する。

ベンチマークはBATの原単位を基本としつつ、削減ポテンシャル等の事業

者の個別事情を踏まえて設定する。また、活動水準は、過去の生産量や将来的な生産量の見込み等を踏まえて設定する。

ベンチマーク方式を適用する各製品、工程を特定し、それぞれについてベンチマーク及び活動水準の暫定案を策定した後、事業者との第三者も交えた協議プロセスを経て個別事情を柔軟に反映する。

新規参入事業者については、検証可能かつ透明性の高い方法で活動水準を計算し、ベンチマークを乗じて排出枠を設定すべきである。

グランドファザリング方式は、総量方式で無償割当を行う場合であってベンチマークの設定が困難な場合に採用することとし、原則以下のとおりとする。

$$\text{排出枠} = \text{過去排出実績} \times (1 - \text{削減率})$$

過去排出実績は、平成18年度（2006年度）～平成22年度（2010年度）の任意の連続3年間を選択できることとする。

削減率は、中長期ロードマップの結論等を参考に、ベースとなる削減率の暫定案を策定した後、事業者との第三者も交えた協議プロセスを経て業種毎の個別事情を柔軟に反映する。

例えば、BATの導入による早期削減や設備の新設などが検証可能である場合には、削減率を緩和することとし、量的制限の在り方や具体的な認定の在り方を引き続き検討する。

(参考)

## ■ EU-ETS

- ・EU-ETSにおいては、電力部門・産業部門の生産設備を対象に排出枠を割当。
- ・産業部門に対しては、データの入手可能性や国際競争力への配慮等から、緩やかな割当を実施。
- ・電力部門に対しては、価格転嫁が容易であることから、厳しい割当を実施。

各対象設備への割当量 = 「基準年度排出量」(例：2001～05年のうち3ヶ年の平均) × 「一定の係数」(注)

(注) 一定の係数 [例]

- 【ドイツ】 産業部門は一律「0.9875」(▲1.25%)と設定。  
(企業倒産等の危険がある場合には、環境省の裁量により排出枠の追加割当が可能。)  
※電力部門はベンチマーク方式で割当。
- 【英国】 産業部門は、業種毎にモデルで算出した将来予測(BAU [Business As Usual])に基づき係数を設定。  
※電力部門は、産業部門への割当量を総排出枠から差し引いた量をベンチマーク方式で割当。
- 【オランダ】 産業部門は、「①成長率」×「②エネルギー効率指標」×「③調整係数」を設定。  
①成長率：1.017(+1.7%)を全業種一律に設定。  
②エネルギー効率指数：各設備の効率に応じ、0.85(▲15%)～1.15(+15%)で設定。  
③調整係数：各設備へ割当量の積み上げを総排出枠内に収めるための係数を一律に設定。  
電力部門は、上記にさらに「0.85」(▲15%)を乗じた係数を設定。

## ■ 東京都制度 削減義務量は、グランドファザリング方式による無償割当。

各対象事業所の排出上限量＝

「基準年度排出量」(原則、2002～2007年度の連続する3ヶ年の平均) × 「1－削減義務率」(\*) × 計画期間

(\*) 削減義務率

- ・区分Ⅰ-1(オフィスビル等と地域冷暖房施設(区分Ⅰ-2に該当するものを除く))：▲8%
- ・区分Ⅰ-2(オフィスビル等のうち、地域冷暖房を多く利用している事業所)：▲6%
- ・区分Ⅱ(区分Ⅰ-1、区分Ⅰ-2以外の事業所(工場等))：▲6%

※優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)に認定された場合、削減義務率を1/2又は3/4に減少



## (参考)EU-ETS第3フェーズ以降のベンチマークの検討状況

### 1. 対象業種の選定 (第3フェーズ:2013~2020年)

- 国際競争力への配慮が必要な業種(164/258業種。2009年12月現在。)については、ベンチマークによる無償割当を行う。
- それ以外の業種は、原則としてオークションによる有償割当。

### 2. 策定手順と現状

- 2009年2月、欧州委員会の委託を受けたEcofys・Öko-Institut・Fraunhofer Instituteは、最も効率の良い技術に基づくこと、製品ごとに共通であること、既存と新規・燃料構成等で区別しないこと等、ベンチマーク設定に当たった11の原則(次頁)を示した。
- 2009年11月、上記Ecofysらは、各事業者団体からの提案を受けて、13の産業部門(次頁)についてベンチマークの暫定案を公表。
- 2010年12月末までに、欧州統一ルールが策定される予定。

### 3. ベンチマークの暫定案(鉄鋼部門、セメント部門の例)

- いずれも、各業界団体の提案に基づくもの。
- 製造段階の設定や算定方法等について、業界毎の特殊事情に基づく配慮が求められている。

部門	プロセス・製品	ベンチマーク(案)	考え方
鉄鋼部門	コークス製造・コークス	0.090t-CO2/t-製品	利用可能な最善の技術(BAT[Best Available Technology])に基づく暫定的数値を提示。
	焼結鉱製造・焼結鉱石	0.119t-CO2/t-製品	
	高炉・液状鉄	1.286t-CO2/t-製品	
	電炉・電炉粗鋼	0.058t-CO2/t-製品	
セメント部門	クリンカー	780kg-CO2/t-クリンカー	EU域内施設の上位10%

### 4. ベンチマーク設定の11の原則

- 最も効率の良い技術に基づき、ベンチマークを設定する。
- 同一の製品を製造する技術については、技術ごとのベンチマークを策定しない。
- 既存設備と新規参入設備とに対し、同一のベンチマークを適用する。
- プラントの年数や規模、原材料の品質、気候条件によって異なるベンチマークを策定しない。
- 製品ごとのベンチマークは、正確で意義ある商品分類に基づく検証可能な生産データが得られる区分で設定する。
- 他者と取引されている中間生産物に対しては、ベンチマークを別途策定する。
- 個別の設備や、特定の国の設備に対して、燃料ごとのベンチマークは策定しない。
- ベンチマークを策定する際の燃料構成は、技術毎の事情を踏まえて想定する。
- 既存設備に対しては、過去の生産量データを元に割当を行う。
- 新規参入設備に対しては、検証可能な設備容量データに、製品に応じた設備利用率を乗じて割当を行う。
- 熱生産に対する割当については、熱の消費効率を考慮することが望ましいが、そもそも消費側でのベンチマークが策定困難である場合、消費側の技術改善ポテンシャルを加味した上で、熱生産に係る標準ベンチマークを適用する。

### 5. ベンチマークの暫定案が対象とする13の部門(括弧内はベンチマーク数)

- |            |             |                               |
|------------|-------------|-------------------------------|
| 1. 鉄鋼(4)   | 6. 石灰(2)    | 10. 非鉄金属(数値なし)                |
| 2. 化学(8)   | 7. セラミック(7) | 11. ミネラルウール[防音・断熱等のための鉱物綿](1) |
| 3. セメント(1) | 8. ガラス(3)   | 12. 石膏(4)                     |
| 4. 石油精製(2) | 9. アルミ(4)   | 13. 鉄鉱(数値なし)                  |
| 5. 紙パルプ(9) |             |                               |

### 6. 留意点

- ベンチマークは、原則として製品ごとに策定される。
- 製品ベンチマークの策定が困難なセクター／サブセクターについては、Fall-back approachと呼ばれる代替手段を活用することとされる。
- Fall-back approachとは、熱生産量(t-CO2/熱生産量の熱ベンチマーク)、燃料使用量(t-CO2/GJの燃料ベンチマーク)、プロセス排出量(グランドファザリング)に基づき、割当を行うことを指す。

## Ⅱ. オークション方式

### 1. 課題

オークション方式は、各事業者の排出枠を総量方式で設定する際、有償の入札（オークション）を実施し、事業者が必要な分だけの排出枠を落札し獲得する方式である。

オークション方式を採用し、排出枠をオークションによって設定する場合、参加要件や頻度、使途、買占め・相場操縦等の防止措置等のオークションの制度設計が必要になる。

### 2. 検討

#### ①オークションへの参加要件

オークションへの参加要件については、排出枠の交付を受け償却の義務を負う制度対象者が参加できるのは当然として、制度対象者以外の者の参入をどこまで認めるかが課題となる。この点、買占め・相場操縦等への対処を理由に制度対象者以外の参加を一切認めないことも不可能ではない。他方で、オークションの知見がない制度対象者にとっては、知見を有する者に一定の排出枠の調達を委任する方が簡便であるとも考えられることから、制度対象者以外に、一定の要件の下、排出枠の交付を受けないものの口座を開設して取引に参加する者（取引参加者）のオークションへの参加を認めることが適当である。

#### ②オークションへの実施頻度・方法

実施頻度については、遵守期間に最低1回は行うことが必要であるが、入札失敗のリスクや、投機的な行為の抑制といった観点からは、半期ごと、あるいは四半期ごと等、可能な限り頻繁にオークションを開催することが望ましい。実施に当たっては、入札システムを必要に応じて整備し電子的にオークションを実施することが想定される。

オークションは、封印入札（1回切りの入札）と競り上げ入札（入札の繰り返しによる価格の発見）に大別される。オークションを実施する場合は、諸外国の事例も参考に、入札方式、落札方法、公開される情報の範囲等について事前に明確に定め、透明性を高めることが重要である。

### **③収益の使途**

オークション収益の使途については、温暖化対策費に充て、さらなる削減対策につなげることが考えられるが、収益を法人税減税に用いることにより経済活性化につながるとの指摘もある。

オークションを実施する場合は、地球温暖化対策のための税の性格とあわせ、海外の事例も参考に、その収益の使途について慎重な議論が必要である。

### **④オークションにおける適正性担保のための措置**

オークションについては、当初の割当から全量が取引対象となるため、投機資金の流入を招きやすいのではないかという指摘があり、買占め・相場操縦等に対処できるよう、取引ルール及び市場監視体制を構築する必要がある。

## **3. 方針（案）**

オークションを実施する場合には、制度対象者のみならず、取引参加者の参加を認め、少なくとも年1回以上、電子的に実施することが適当である。この場合の入札方式や落札方法、情報公開の範囲等、入札に係るルールを事前に詳細に明確に定める。

また、オークション収益の使途や、取引規制の在り方・監視組織の体制整備など実施に向けクリアすべき課題がある。

## 5. 排出枠の設定方法(オークション方式)

### オークション収益の用途

海外制度ではオークションを実施・検討しており、その収益は、温暖化対策費、低所得者対策又は一般財源として活用することとされている。

	EU-ETS	RGGI	米国クレーン・リーバーマン(KL)法案
オークション比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電、CCS施設は、全量オークションによる割当を原則とする。他の業種は、2013年に無償割当の割合を80%とし、2020年には30%、2027年にはゼロを目指す。</li> <li>炭素集約度と貿易集約度の高いセクターには無償割当を認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出枠の割当については各州に委ねられているが、大半の参加州が、ほぼ全量をオークションにより割り当ててることを決定。</li> </ul>	(2013～2015年) <ul style="list-style-type: none"> <li>排出枠のうち25.8%は政府が直接オークション。62.7%は、エネルギー供給者等が無償割当を受け、直接販売又は政府にオークションを委託して収益を得る。</li> <li>排出枠のうち2%が炭素集約度と貿易集約度の高いセクターに、1%が早期削減対策に無償割当される。</li> </ul>
オークション方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>各加盟国政府が実施。オークション全体量の88%は過去の排出実績をベースに、残り12%は経済成長などを勘案して、各国に配分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RGGI全体でオークションを実施。(四半期に一度実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一般的なオークション、②排出枠価格高騰時に備えた費用緩和リザーブオークション、③輸送用燃料・石油精製製品プロバイダーへの固定価格販売を実施。</li> </ul>
収益の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>オークション収益は、下記の対策に用いられる</li> <li>気候変動への緩和・適応のための研究開発等</li> <li>再生可能エネルギー及びエネルギー効率化のための技術開発</li> <li>途上国への技術移転等への支援</li> <li>森林吸収</li> <li>CCS</li> <li>公共交通シフト</li> <li>低所得者の省エネ等への支援</li> <li>EU-ETS制度の管理費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オークション収益は、下記の対策に用いられる。</li> <li>省エネ対策の推進</li> <li>ETS導入による電力料金納付者への影響の直接的な緩和</li> <li>顕著な削減ポテンシャルを有する革新的な炭素排出削減技術開発への投資の誘発、もしくは報酬</li> <li>州のETSにかかる行政コスト支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オークション収益は、下記の対策に用いられる。</li> <li>消費者・労働者保護</li> <li>エネルギー技術開発</li> <li>輸送部門対策</li> <li>国内外の適応プログラム</li> <li>早期削減</li> <li>財政赤字軽減</li> </ul>

## 5. 排出枠の設定方法(オークション方式)

### 海外制度におけるオークションの実施状況

	EU-ETS第2フェーズ		RGGI
	ドイツ	英国	
オークション実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2フェーズ割当総量(年間4億5,310万t-CO2)の10%を有償割当</li> <li>ドイツ連邦環境・自然保護・原子炉安全省(BMU)よりEUAの販売を委任されたドイツ復興金融公庫(KfW)はオークションシステムが確立されるまでの間、取引所(ECX及びEEX)にてEUAを販売。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2フェーズ割当総量の7%(5年間で8,500万t-CO2)をオークション</li> <li>政府が実施するオークションは競争入札と非競争入札の2種類。</li> <li>【競争入札】</li> <li>入札者は一部のトレーダー(7社)に限られており、制度対象者からの入札希望を取り次ぐ。</li> <li>購入上限:なし。最低落札価格:あり。</li> <li>約定方法:全ビッドを高値から順にランク付けし、累積需要量が売りに出された排出枠と同量又はそれより大きくなった買値が決済価格となる。</li> <li>【非競争入札】</li> <li>制度対象者のみが入札できる。</li> <li>競争入札での決済価格が適用される。</li> <li>最大10,000t-CO2の購入希望数量を提示可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大部分の排出枠をオークション</li> <li>World Energy Solutions社がオークション実施を担当。</li> <li>Potomac Economics社が市場監視を担当。</li> <li>入札参加者:制度対象者の他、プロカー、環境団体、個人等(RGGICO2排出枠トラッキングシステム上で口座開設が必要)</li> <li>購入上限:一度のオークションで売却される排出枠の25%まで</li> <li>最低落札価格:1.86ドル/t-CO2</li> <li>約定方法:全ビッドを高値から順にランク付けし、累積需要量が売りに出された排出枠と同量又はそれより大きくなった買値が決済価格となる。</li> </ul>
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008年:合計4千万t-CO2のEUA(先物(2008年12月渡し)のみ)を平均価格23.33ユーロ/t-CO2にて販売</li> <li>2009年:合計4千万t-CO2のEUA(先物(2009年12月渡し)76%、スポット24%)を平均価格13.21ユーロ/t-CO2にて販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008年11月以降、これまでに計11回のオークションを実施。第8回(2010年1月)及び第10回(2010年3月)オークションでは、競争入札と共に非競争入札も実施された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008年9月以降、これまでに計8回のオークションを実施。第3回(2009年3月)以降、ビンテージの異なる排出枠(現遵守期間及び第2遵守期間)を売却。</li> </ul>

## Ⅲ. 原単位方式

### 1. 課題

原単位方式は、各事業者の排出量の限度を設定する際に、生産量等の1単位当たり温室効果ガス排出量（原単位）を限度とする方式である。

原単位方式を採用する場合、排出原単位の設定方法や、温室効果ガスの排出量の着実な削減を担保するための措置が課題になる。

### 2. 検討

#### ①原単位の設定方法

原単位の設定に当たっては、ベンチマークの設定と同様、技術開発や生産効率の向上を促すことが期待されることから、BATを基本として採用することが妥当と考えられる。ただし、投資期間の関係から短期間での削減対策が困難な産業に対しては、設備更新時期の最新設備への更新などで円滑に対応できるような、中長期ロードマップで検討した原単位向上のポテンシャルも勘案しながら設定することも考えられる。

設定プロセスについても、以上を踏まえて事業者の協力を得つつ既存の原単位に関する指標等を参考にしながら暫定原単位案を作成した上で、個別事情を柔軟に反映させるために事業者との協議プロセスを設定することも考えられる。この場合、できるだけ客観的な評価・検証ができるよう、第三者も交えたものとする事も考えられる。

ただし、設定した原単位が、他社との比較等により排出原単位の向上を促す効果を持つのは、ベンチマークの設定と同様、1) 統計等により製品の分類を定義でき、分類内で製品間の性状に大きな違いがないこと、2) 工程から当該製品以外の製品が生産されないこと（多様な製品を生産しない）、3) 検証可能な排出量や生産量の統計データが得られること等の要件が満たされる場合であり、全業種・全製品に設定することは困難である。この条件を満たせない場合に設定される原単位は、様々な指標があり得るため、比較可能性に課題があり、温室効果ガスの排出原単位の向上を促進する効果が薄い点に留意が必要である。

新規参入事業者については、過去の生産量や温室効果ガス排出量が存在しないが、第三者を交えるなど検証可能かつ透明性の高い方法で、製品・工程ごとの標準的な原単位を用いる等により、排出枠を計算することが適当である。

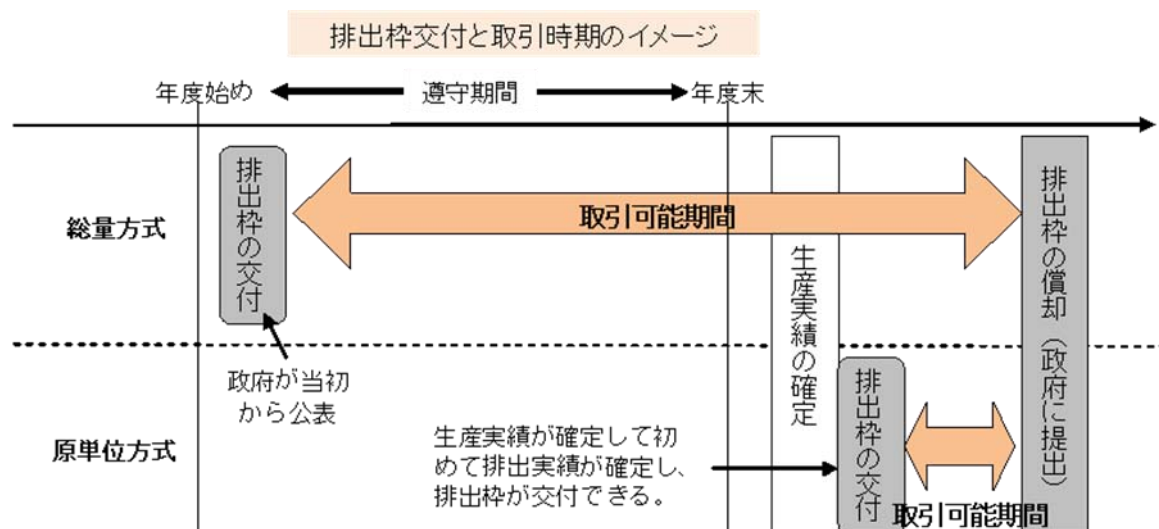
なお、原単位方式と総量方式の併存は、総量削減が担保されないのみならず、制度対象者間の公平性の確保に課題がある。一方で、電気事業者については、別途電気事業法上供給義務を課せられるなど自らの努力のみでは義務履行が困難となる可能性があることから、単純な併存とは性格を異にする。

## ②総量削減の担保

原単位方式により排出枠を設定する場合、温室効果ガスの排出の量の削減が着実に実施されるようにするとの国内排出量取引制度の趣旨といたに整合させるかが課題となる。

この点、設定する原単位を（生産量増加等も折り込んで）十二分に厳しいものとするにより、排出量の削減に結びつけることも考えられる。他方で、不景気等で設備稼働率が低下した場合に原単位が悪化し、温室効果ガス排出量は減少しているにもかかわらず義務達成できない場合が考えられ、実際に「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」（以下「試行的実施」という。）においても、2008年度の実績で原単位目標を掲げる約半数以上の者が目標未達成となった。こうした状況下で厳しい原単位の確保を求めることは、温室効果ガス排出量という環境負荷自体は減少していることや、不況下に更に経営圧迫要因となることに鑑みれば、環境政策的にも経済政策的にも過酷なものと言わざるを得ない。

自らの努力で義務履行が困難であった場合で、取引により義務履行を図る場合も、原単位方式では、生産実績が確定して始めて排出枠を交付できることとなる。生産実績等の活動量把握のためのコストが行政・事業者双方に少なからず必要となることが懸念される。また、交付される排出枠の総量が事前に予想できないばかりか、交付後の短期間に取引が集中し、価格が乱高下するなど、取引による柔軟性確保が必ずしも有効に働かない恐れがある。



なお、総量目標と原単位目標が混在していた唯一の海外事例としてかつてのUK-ETS(2002～2006年)が挙げられる。直接参加者(総量目標のみ)と協定参加者(政府と気候変動協定を締結し、総量や原単位目標を設定した者)とが参加し、原単位目標参加者から総量目標参加者への排出枠売却も認めつつ、原単位目標部門から総量目標部門への排出枠流入が総量目標部門から原単位目標部門へのそれを上回らないよう「ゲートウェイ」という売却上限を設定する等の措置を講じた。英国政府は、UK-ETSについて、世界初の制度として貴重な教訓を得ることができたとしつつも、総量削減を担保する観点からは、産業界が事実上自ら削減目標を設定できたことなどの懸念が示されたこともあり、2006年にUK-ETSの主要部分を終了しEU-ETSに移行しており、総量目標と原単位目標を混在させつつ総量削減を担保することには課題が多い。

また、前述の「試行的実施」については、本年4月に政府が実施したフォローアップにおいて、地球温暖化対策基本法案第13条に基づき今後創設する本格制度の基盤となるものではないことが確認されたが、その際、原単位目標が自由に選択可能であることについても課題として指摘され、原単位目標を設定した参加者には、活動量やCO<sub>2</sub>排出量の見込み等のデータの提出を求めることとされている。

### 3. 方針(案)

原単位方式を採用する場合は、原単位はBATを基本としつつ、設備更新時期等の事業者の個別事情を踏まえて設定する。設定に当たっては、暫定案を策定した後、事業者との第三者も交えた協議プロセスを経て個別事情を柔軟に反映して設定する。また、新規事業者については、検証可能かつ透明性の高い方法で標準的な原単位を計算し、排出枠を設定すべきである。

ただし、総量削減を担保する観点からは、原単位を厳しく設定することについては不景気等の場合に過酷な規制となることや、排出枠の事後交付により取引が有効に機能しないおそれがあることなどから、課題が多い。

(参考)

■排出量取引の国内統合市場の試行的実施（2008年度実績）

試行排出量取引スキーム 2008年度目標設定参加者の実績等について

試行排出量取引スキームにおける2008年度目標設定参加者の実績について、政府の審査・確認の結果、部門別・業種別の状況は下表の通り（総量目標設定者は8割が超過達成、原単位目標設定者は半数が削減不足）。その後、削減不足者が、不足量の借り入れ（ポローイング）、試行排出枠や京都クレジットの購入・償却を活用した結果、すべての参加者について2008年度目標の達成を確認（なお、2008年度において行われた試行排出枠の取引は1件）。

部門	業種	排出実績							
		超過達成者数			削減不足者数			目標と実績の差分(万t-CO2)	
		総量	原単位	総量	原単位	総量	原単位		
産業	鉄鋼	1	1					624	624
	化学等	5	4	1	3		3	36	31
	製紙	5	2	3	2		2	-13	8
	セメント・板硝子等	4	3	1	3		3	43	45
	電機・電子	10	5	5	2		2	50	8
	自動車 <sup>(注3)</sup>	1	1					125	125
	その他製造業等	7	3	4	1		1	19	9
エネ転	電気事業 <sup>(注2)</sup>				9		9	-9,293	-9,293
	石油精製	4		4	2		2	47	
業務その他	商社・銀行等	5	3	2	8	6	2	0.3	-0.5
運輸	航空・貨物	3	2	1				28	15
合計		45	24	21	30 <sup>(注1)</sup>	6	24	-8,333	865

(※1)2008年度目標設定参加者(社数ベース)は204社。(※2)第三者検証は、75者中25者が受検。

- (注1)削減不足者30者中、複数年度目標を設定している29者のうち27者は、削減不足分を借り入れ(ポローイング)(ポローイングをしていない3者(複数年度目標を設定していない1者含む)は試行排出枠・京都クレジットの取引・償却により目標達成)。  
 (注2)電気事業参加者については、9者合計の削減不足分9,293万トンのうち、8者が京都クレジット合計6,356万トン(2008年度の試行排出量取引スキーム上で試行排出枠・京都クレジットの取引かつ償却された量のほぼ100%に相当)により償却。  
 (注3)自動車製造業(自動車生産温暖化対策推進協議会)については、生産の見通しがたつた段階で目標の引き上げを表明していたことを踏まえ、本年11月の自動車WGでの自主行動計画上の目標水準の引き上げ(1990年比CO2排出量▲22%→同▲25%)を行った。これに伴い、同協議会の試行排出量取引スキーム上の2008年度目標も同水準に引き上げられた。  
 (参考1)自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)については、2008年度に削減を行った61者中、50者が超過削減、11者が削減不足であり、目標と実績の差分の61者合計は24.6万トン超過削減。本年8月末までに取引等を終え(取引件数23件、3.4万トン)、全ての主体が目標を達成。  
 (参考2)国内クレジット制度において、試行排出量取引スキームに参加し、かつ2008年度目標設定している排出削減共同実施者が保有している認証クレジットは2件・約500トンであるが、償却はなされていない。

■地球温暖化対策基本法案を踏まえた「試行的実施」の今後の取扱いについて(閣僚委員会での合意)(試行排出量取引スキームポータルサイト <http://www.shikou-et.jp/abouts/result> より)

地球温暖化対策基本法案第13条の規定に基づき、国内排出量取引制度の創設のための法制上の措置について、法施行1年以内を目途に成案を得ることとされています。

現在実施している「試行的実施」は、本格制度の基盤となるものではありませんが、排出実態等に関する情報収集、排出量の算定・検証の体制の整備、対象事業者における排出量取引への習熟等の意義があることから、本格制度に向けた準備のため、以下の見直しを行った上で継続することとしました。

○目標設定

- エネルギー目標に関する見直し(CO2目標への変更)
- 原単位目標に関する見直し(活動量・CO2排出量の見込み等の把握)

○モニタリング・算定・報告ルール

- 統一的なモニタリング・算定・報告ルールのあり方の検討に向けた見直し(業界標準のルールの把握等)

○第三者検証

- 幅広い業種・規模の参加者の受検に向けた見直し(支援等)

○その他

- 排出枠の交付時期、ポローイングの在り方、目標達成に用いるクレジットの扱い、電力排出係数等についてはさらに検討。業界団体参加については、本格制度の設計を踏まえて検討。



## (参考)英国の排出量取引制度(UK-ETS:2002~2006年)

- 総量目標と原単位目標が混在する唯一の海外事例としてUK-ETS(2002~2006年)が挙げられる。

・英国で2002年から2006年までの予定で実施された自主参加型の国内排出量取引制度。

・参加類型:

### ①直接参加者

UK-ETSの主要部分。CO<sub>2</sub>総量目標のみ。政府が提示する補助金水準(CO<sub>2</sub>トン当たりXポンド)に対して企業が削減可能な排出量を入札して決定。排出枠は事前交付。

### ②協定参加者

気候変動協定※において限定的に排出量取引を活用するために認められた参加形態。CO<sub>2</sub>総量・CO<sub>2</sub>原単位・エネルギー消費量・エネルギー消費原単位の目標を自ら選択。排出枠は事後交付(精算)。

→多くの事業者が原単位目標を選択[対象施設の94%]

※ 気候変動協定(CCA):英国政府と企業・業界団体が締結。目標達成すると気候変動税(CCL)の80%の減免が受けられる。協定方式の自主行動計画のようなもの。

・原単位目標参加者から総量目標参加者に排出枠を売ることもできたが、原単位目標を達成しても総量が増加するおそれがあるため、原単位目標部門から総量目標部門に排出枠が正味で流入しないよう、「ゲートウェイ」という売却上限を設定。

→総量目標部門からの売却量が多かったため、ゲートウェイは作動しなかった。2008年以降は原単位部門から総量部門への排出枠の売却は認められていない。

2006年12月、英国環境・食料・農村省がUK-ETSの評価報告書を公表。

・「UK-ETSは世界初の制度の一つであり、貴重な教訓を得ることができた。」

・「しかし、産業界が事実上自ら削減目標を設定できたことなど、環境十全性への懸念が示された。」

## 2006年にUK-ETSの主要部分は終了、2005年開始のEU-ETSに移行。

(廃止後も、協定遵守のための経過措置として協定参加者同士の排出枠の取引は可能。

ただし、2012年にはこの経過措置も終了し、排出枠も抹消される予定。)

## (参考)英国の排出量取引制度(UK-ETS:2002~2006年)②

- 「カーボン・オフセットと排出量取引に関する日英ワークショップ」(公開)における英国エネルギー・気候変動省(DECC)の国際炭素市場課長のコメント

日時:平成22年3月16日(火)10:00~17:00

場所:三田共用会議所

出席:企業(メーカー、金融、商社等)、官公庁、マスコミ、NPO・NGO等150名程度

(デービッド・キンダー課長)

「英国は、**気候変動協定(CCA)における枠の取引(UK-ETS)は廃止**し、CCAの達成不足分はCDMクレジットの購入で対応できるようにすることを決定した。その理由は、これまでの経験から、**原単位目標を十分厳しいレベルに設定することは極めて難しいことがわかったから**だ。市場に過剰な枠を供給し、環境を守るという制度の目的が果たせなくなるおそれがある。」

「英国は**排出量取引において総量目標を設定することを強く指向**しており、**原単位目標を含んだ制度はお勧めしない**。EU ETSがリンクするのは総量目標に基づく制度のみであることを、欧州連合は明言している。英国では、CCAにおける原単位目標は、気候変動税の減免と組み合わせ、EU ETSのみでは達成できなかったかも知れない効率改善をもたらす上で有益であったが、英国の気候変動に関する目標を達成する上で中心的な役割を担うのはEU ETSである。我々の経験では、**国の削減目標の達成に重点を置くなら、各企業・施設に総量目標を課すことが望ましい**。さらに、**企業としても、事前割当ができない原単位目標より、総量の事前割当の方が、予見性があり望ましい**だろう。」

## IV. 電力原単位に係る措置

### 1. 課題

電力の取扱いについて間接方式とする場合、電力需要家は電力原単位をコントロールできないため、制度対象となる電力需要家が用いる電力原単位水準を定めるとともに、電力供給者に対しては別途原単位の改善を義務付けることが考えられる。

この場合において、電力需要家が用いる原単位の水準や、電力供給者に求める原単位の改善措置の内容が課題となる。

### 2. 検討

#### ①電力需要家が用いる原単位の水準

現行の温対法に基づく算定報告公表制度においては、事業者は、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に当たり、国が公表する電気事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者（PPS））ごとの排出係数を用いて算出することとされている。これを踏まえれば、電力需要家が用いる原単位の水準についても、電気事業者ごとの排出係数を用いることが適当である。

電力需要家は電力原単位をコントロールできないため、電力需要家の努力を反映させるため、電力原単位を対象期間の間固定することが考えられる。

#### ②電力供給者に対する措置の内容

設定する原単位については、電気事業者においても通常の排出者と同様BATを導入していくことが基本となる。その場合発電方式ごとにBATを検討することはできるものの、エネルギー安全保障の観点から排出量の低い発電方式であることをもってBATと定義することはできない。ただし、発電方式ごとにBATを検討し、それに基づいて原単位を規定した場合、エネルギー転換に対するインセンティブは働かないこととなる。このため、電気事業者それぞれの電源構成を基に一定のエネルギー転換を促すよう、電力供給計画も勘案して原単位を設定することの検討が必要である。

また、発電所については投資期間の関係から短期間で大幅な削減が困難な場合もあると考えられる。このため、設備更新時期の最新設備への更新などで円滑に対応できるような、中長期ロードマップで検討した原単位向上のポテンシャルも勘案しながら設定することが考えられる。

設定プロセスについても同様に、事業者の協力を得つつ既存の原単位に関する指標等を参考にしながら暫定原単位案を作成した上で、個別事情を柔軟に反映させるために協議プロセスを設定することが考えられる。この場合、できるだけ客観的な評価・検証ができるよう、第三者も交えたものとするとも考えられる。

制度対象者の考え方については、原単位改善は、例えば火力発電所の効率改善のみならず、原子力発電所の稼働率向上等によっても達成されるものである。また、事業所単位とした場合、再生可能エネルギーによる発電は事業所ではないため、再生可能エネルギーの発電所を増やすインセンティブとはなり得ない。このため、制度対象者の考え方については事業者単位とすることが適当と考えられる。また、国内排出量取引制度対象者に対する電力供給のみを対象とする考えもあり得るが、あえて制度対象者への電力供給に効果を限ることなく、電力量全体とすることが適当である。

また、取引や費用緩和措置等については、総量方式と同様のものを認めることを検討しつつ、制度全体での総量削減を担保する観点からの一定の制限が必要であり、その詳細を検討すべきである。

### **3. 方針（案）**

電力需要家が用いる原単位の水準は、現行温対法と同様、電気事業者ごとの排出係数を用いることとする。

電力供給者に対する原単位の設定は、需要家に対して電気を供給する電気事業者を対象とし、現行の電源構成や、設備の稼働状況を踏まえるとともに、今後の電力供給計画等も勘案して行う。設定に当たっては、暫定案を策定した後、第三者も交えた事業者との協議プロセスを経て個別事情を柔軟に反映して設定する。

制度対象の考え方については、事業者単位とし、電力量全体を対象とする。取引や費用緩和措置、それらの量的制限について詳細を検討する。

(参考)

◎電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）（抄）

（供給義務等）

第 18 条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要（事業開始地点における需要及び特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給を拒んではならない。

2 一般電気事業者は、供給約款又は選択約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における特定規模需要（その一般電気事業者以外の者から電気の供給を受け、又はその一般電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けているものを除く。）に応ずる電気の供給を拒んではならない。

3 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応ずる電気の供給を拒んではならない。

4 一般電気事業者及び卸電気事業者は、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気の供給を約しているときは、正当な理由がなければ、電気の供給を拒んではならない。一般電気事業者がその供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と第二十四条の二第一項の補完供給契約を締結しているときも、同様とする。

5～7 （略）

## V. 新設・廃止、改修等の扱い

### 1. 課題

国内排出量取引制度が開始され、既存の制度対象者に排出枠を交付された後に新たに事業所を新設し、あるいは既に排出枠の交付を受けた後に事業所が廃止される等の場合に、排出枠の設定をどのように扱うかが、とりわけ公平性の確保の観点から課題となる。

### 2. 検討

#### ①-1 新規参入者に係る排出枠の設定

対象期間が開始され、既存事業者には排出枠が交付された後に、事業の開始や生産量の増加等に伴い排出量が裾切り基準を上回り、制度対象となる者（新規参入者）について、既存事業者等との公平性の観点から、何ら排出枠の交付を行わないことは適当ではない。このため、対象期間の開始前に、予め新規参入者用に一定量の排出枠を留保（リザーブ）し、必要に応じて新規参入者に対して交付を行うことが考えられる。リザーブから、例えば申請順に交付することが考えられるが、仮にリザーブ量が不足する場合の対応について検討する必要がある。

この場合の排出枠の設定方法は、既存事業者に対して行う方式と同様とすることが想定され、各設定方式の検討で示したように、一定の前提を置きながら排出枠を交付することが考えられる。

#### ①-2 既存事業者の事業所新設に係る排出枠の設定

既存の事業者が事業所を新設する場合に、新規参入者との公平性を重視すれば、既存事業者の排出枠についても、排出枠の増加等の対処が必要になることになる。他方で、対象期間内で総量削減目標や排出量との限度設定ルール等を固定し、事業者全体で柔軟に義務の履行を求める趣旨からすれば、事業所の新設に際しての措置はあえて置く必要がないとの考えもあり得る。

後者の立場を重視すれば、こうした生産量の見込み等を含めた削減ポテンシャルを踏まえてそもそもの排出枠を設定することになるが、対象期間内での事情変更により排出枠の過不足が生じることも考えられ、こうした事態に対応できるよう、費用緩和措置の検討とあわせて検討すべきである。

## ②新規参入以外の扱い

制度対象者が事業を廃止する場合や、排出量の減少等により制度対象でなくなる場合は、排出枠を償却させた後、なお残余がある場合は政府に返還させることが考えられる。

また、制度対象者であって、事業所を閉鎖・移転する場合や、設備を縮小する場合については、事業者は複数の事業所全体で柔軟に排出枠の償却義務を遵守することができることからすれば、事業所の異動に伴って排出枠を減らす措置を遵守期間内で講じる必要性は乏しい。遵守期間を超えて対象期間全体についてみれば、排出枠の交付は遵守期間毎に受けることから、翌遵守期間以降は、あえて閉鎖事業所の分の排出枠を交付する必要がないと考えられる一方で、対象期間内で総量削減目標や排出量との限度設定ルール等を固定し、事業者全体で柔軟に義務の履行を求める趣旨からすれば、生産効率向上等へのインセンティブもあわせて勘案すれば、事業所の異動に伴って排出枠を減らす措置を対象期間内で講じる必要はないとも考えられる。

また、既に制度の対象となっている事業所の保有者が変わる場合は、変更後の排出枠についても、変更前の排出枠を維持し、変更までの期間に応じた償却義務を変更前、変更後のそれぞれの保有者に課すことが考えられる。新規参入者が既に制度対象となっている事業所を有することになる場合も同様である。

## 3. 方針（案）

新規参入者用に予め一定量のリザーブを確保し、対象期間内で排出枠の交付を受けていない新規の事業者に申請順に配分することを検討する。リザーブが不足する場合の対応等について引き続き検討する。

制度対象者が事業の廃止等により対象者でなくなる場合は、償却義務履行の後、なお残る排出枠については国に返還することとする。

事業所の新設・廃止や設備変更については、排出枠の再設定を行う必要がないか、対象期間内の予見可能性や、事業者へのインセンティブの観点から検討する。

事業所の保有者が変わる場合は、変更前の排出枠を維持し、変更までの期間に応じた償却義務を変更前、変更後のそれぞれの保有者に課す。

(参考)

## 5. 排出枠の設定方法(新規参入等に係る排出枠の取扱い)

### 海外制度の事例

#### ■ EU-ETSにおける英国の新規参入・閉鎖ルール

##### 〈新規参入ルール〉

- 新規参入は施設の操業開始及び以下の条件を満たす拡張が対象となる。
  - 対象活動の生産容量が純増する新規設備の導入があること
  - 当該設備は温室効果ガス排出量の増加に直接影響するもの
  - 導入される技術が対象のものであること
- 新規参入者リザーブ(NER)の総量は各業界団体と協議し、業界の成長見込みや投資計画等を考慮して業種別に確定する。NERが不足した場合には、それ以降の新規参入者は市場又はオークションにより調達しなければならない。
- 年度途中の新規参入については年間割当量より比例按分して割り当てる。

##### 〈閉鎖ルール〉

- 以下に該当する場合は閉鎖として扱う。
  - 対象設備が稼働を中断した場合
  - 設備容量が掘きり基準以下に減少した場合
- 閉鎖時の手続きとしては以下のような項目が求められる。
  - 事業者は設備閉鎖時には政府への報告、排出枠の償却を行う
  - 事業者は当該閉鎖が50日以上にわたるか否かを報告する
  - 政府は、届出に基づき閉鎖を通常業務上(normal course of business)の一時的な閉鎖か永久閉鎖かを区別し、通常業務上の一時的な閉鎖でないか判断された場合は永久閉鎖として扱う

## 5. 排出枠の設定方法(新規参入等に係る排出枠の取扱い)

### 東京都制度の事例

#### 〈新規参入ルール〉

- 3か年度連続して原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上となった場合に総量削減義務の対象事業所となる。  
(前年度のエネルギー使用量が原油換算1,500キロリットル以上のとき、条例上の対象事業所になり、計画書の提出、排出量の報告等の義務が開始されるが、総量削減義務の対象となるのは、3ヶ年度連続して1,500kl以上となった場合)
- 削減義務対象となった事業所の基準排出量は以下に基づく方法で設定(いずれかの方法を選択可能)。
  - 過去の排出実績(地球温暖化対策の推進の程度が一定以上の事業所に限り選択可能)
  - 排出活動指標(床面積の大きさ) × 排出標準原単位(用途区分に応じて都が定める)

#### 〈閉鎖時等削減義務対象指定の取消しルール〉

- 以下に該当する場合は指定の取消しに係る届出が求められる。
  - 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kl未満
  - 原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年連続して1,500kl未満
  - 事業活動の廃止、又はその全部の休止
- 上記①～③に該当した場合には、当該変更が生じた前年度までの期間に義務履行期間が短縮。義務履行が確認され次第、本制度の対象から外れる。(短縮された期間に対応した義務履行が必要)

#### 〈基準排出量の変更(基準排出量の見直し)〉

- 以下の①～③の変更部分における排出量の増減量が基準排出量の6%以上と算定される場合には、基準排出量の変更を申請する必要がある。
  - 床面積の増床・減床
  - 用途変更
  - 設備の増減(事業活動量・種類の変更に伴うもの)
- 熱供給事業所については、熱の供給先の床面積の増減が6%以上となる場合に変更申請が必要。

※なお、気象条件の変化、営業時間の短縮、生産量の増減等は基準排出量の変更条件とはならない。